

滋賀県議会議員政治倫理審査会の運営について

1. 審査会の会議（条例施行規則第5条）

- (1) 委員長は、審査会の議長となる。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときはその職務を代理する。
- (3) 委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- (4) 議事は、条例に別段の定めがある場合を除き、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2. 審査会の設置・運営（条例第5条、第6条）

- (1) 審査の請求があつたときは、これを審査するため審査会を設置する。
(審査の対象範囲は、請求書に記載の内容に限られる。)
- (2) 審査のため必要があるときは、議員等に対し、その出席を求め、意見もしくは
事情を聴取し、または報告を求めることができる。
- (3) この条例の遵守、出席自粛、役職辞任または議員辞職の勧告、文書警告、全員協
議会での陳謝その他の措置を審査の結果に明記しようとするときは、出席委員全
員の合意による。
- (4) 委員または委員であつた者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (5) 審査会の運営に関し、必要な事項は、その都度委員長が審査会に諮って定める。

3. 秘密会（条例施行規則第7条）

- (1) その議決で秘密会とすることができる。

4. 傍聴の取扱い（条例施行規則第6条）

- (1) 議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。